

## 青森県教育委員会第890回定例会会議録

1 期 日 令和5年3月22日（水）

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後1時55分

4 場 所 教育庁教育委員会室

### 5 議事目録

報告第1号 議案に対する意見について

議案第1号 学校における働き方改革プランについて・・・・・・・・・・原案決定

議案第2号 青森県文化財保護審議会委員の人事について・・・・・・・・原案決定

議案第3号 地方公務員法の一部改正等に伴う関係規則の整備に関する規則案について・・・・・・・・・・原案決定

議案第4号 青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案について・・・・・・・・・・原案決定

議案第5号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案について・・・・原案決定

議案第6号 青森県立学校管理規則の一部を改正する規則案について・・・原案決定

議案第7号 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則案について・原案決定

議案第8号 県重宝の指定、県技芸の保持者の追加認定及び県有形民俗文化財の指定について・・・・・・・・・・原案決定

そ の 他 職員の懲戒処分状況について

### 6 出席者等

・出席者の氏名

和嶋延寿（教育長）、野澤正樹、平間恵美、戸塚 学、新藤幸子、安田 博

・欠席者の氏名

なし

・説明のために出席した者の職

小坂教育次長、吉田教育次長、白戸教育政策課長、早野職員福利課長、高橋学校教育課長、吉川教職員課長、木村学校施設課長、渡部生涯学習課長、伊藤スポーツ健康課長、外崎高等学校教育改革推進室長

・会議録署名委員

野澤委員、新藤委員

・書記

西野数馬、小路口晶子

## 7 議 事

### 報告第1号 議案に対する意見について

(小坂教育次長)

この度の案件は、県議会第313回定例会に追加提出された「令和4年度青森県一般会計補正予算(第6号)案(教育委員会所管分)」について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので、同条第2項の規定により御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

「令和4年度青森県一般会計補正予算(第6号)案(教育委員会所管分)」についてであるが、今回の補正予算の歳出予算額は、9億7,383万6千円の減額となっている。

これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,223億6,046万4千円となる。

なお、計上した歳出予算の主な事業等については、お手元に配布している参考資料のとおりとなる。

また、この議案については、先の県議会において原案どおり可決されている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

### 議案第1号 学校における働き方改革プランについて

(吉川教職員課長)

「学校における働き方改革プラン(令和5年度～令和7年度)」について御説明する。

本プランは、令和2年3月に策定した「学校における働き方改革プラン」の取組期間が令和4年度までとなっていることから、引き続き、本県の学校における働き方改革を推進するため、令和5年度から令和7年度までを取組期間として定めるものである。

概要版を作成しているので、参考資料の2ページを御覧いただきたい。

まず「策定の趣旨」であるが、本プランは県教育委員会が実施する「学校における働き方改革」に向けた目標や取組内容等を示すとともに、市町村教育委員会においても取り組む必要がある内容を示したものである。

また、各取組主体の役割を明らかにし、県教育委員会と市町村教育委員会が連携しながら取組を推進するものである。

次に、「職場としての学校が目指す姿」として、「①ワーク・ライフ・バランスを実現し、心身ともに健康で心にゆとりをもって働くことができる」、「②子どもと向き合うことのできる時間を十分に確保し、やりがいを持って働くことができる」職場環境の構築を掲げて

いる。

「目標」については、目標1として、時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の割合の減少を目指し、特に、月80時間を超える教職員がゼロになることを目指す。

目標2として、子どもと向き合う時間が確保できていると感じている教育職員の割合の増加を目指す。

目標3として、全市町村において在校等時間の上限方針及び基本方針・実施計画等を策定することを目指す。

「目標」の下には、各取組主体の役割等を記載しており、県教育委員会の「役割」としては、本プランの策定及び進捗管理のほか、市町村教育委員会への指導、助言又は援助を行うこと、「取組内容」としては、「組織マネジメントに関する方策」、「働きやすい環境を構築するための方策」、「部活動による負担を軽減するための方策」等を示している。

また、資料にあるとおり、県立学校における「役割」と「取組内容」、市町村教育委員会及び市町村立学校の「役割」について示しており、このほか、教職員定数の改善に向けて国への働きかけを行うことなどを盛り込んでいる。

なお、本プランについては、本定例会で決定後、ホームページで公表することとしている。

(戸塚委員)

この令和5年度から令和7年度までの働き方改革プランは、目的と取組がはっきりしているとともに、エビデンスを用いて方向性を導いており、しっかりつくられていると思った。

また、具現化をしていくときに、どのような方策をベースにするかということも、後半の部分で細かく場面を想定しながら整理されており、しっかりつくられていると感じている。

今後、ホームページ等で周知するということであるが、全教職員に周知徹底されるようによろしく願いたい。

(野澤委員)

先般、この学校における働き方改革プランについて説明を受けたが、これから3年に渡る丁寧で具体的なアクションプランだと理解している。解説も要点をかみ砕いて丁寧に説明しており、最後の方には先進事例をつけるなど、非常に分かりやすく素晴らしいと思う。ブラック企業ではないが誤解されている面と、先生方の想いをどのようにマッチングして子どもと向き合うか、そのためにこの学校における働き方改革プランが、これだけ丁寧につくられている。これを地域の方々や様々な方々と共有し、共通理解のもと、学校における先生方のライフステージの中で、本当の意味での働き方を進めていくことを期待している。

また、このプランはホームページでも見ることができるため、学校現場、地域の方々等に御理解いただきたい。また、民間の立場からしても、文言を入れ替えれば各企業でも使えるところが多く、県教育委員会はよくまとめてくれたと思う。我々民間でも、様々な意味で働き方改革をしなければならず、学校の特殊性を抜きにして、純粹にこのような働き

方改革が求められているという一つの指針となる資料だと思うため、そういう意味も含め、地域の方々など学校を取り巻く様々な方々に御理解いただけるようなプランを進めていただきたい。

(教育長)

他に御意見等はあるか。なければ議案第1号については原案のとおり決定する。

## 議案第2号 青森県文化財保護審議会委員の人事について

(小坂教育次長)

この度、青森県文化財保護審議会委員のうち、学校教育分野を担当する柴田眞理子委員から辞職願が提出されたことから、これを承認することとし、その後任として、小形浩子氏を新たに任命するものである。

なお、委員の任期は、前任者の残任期間である令和5年3月23日から令和6年4月8日までとなる。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第2号については原案のとおり決定する。

## 議案第3号 地方公務員法の一部改正等に伴う関係規則の整備に関する規則案について

(小坂教育次長)

地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行され、地方公務員の定年年齢が段階的に65歳まで引き上げられることや定年前再任用短時間勤務制が導入されること等への対応が必要となるため、産業教育手当支給規則など5つの規則について、所要の整備を行うため提案するものである。

なお、この規則は、令和5年4月1日から施行するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第3号については原案のとおり決定する。

## 議案第4号 青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案について

(早野職員福利課長)

個人情報保護に関する法律が地方公共団体にも適用されることとなり、地方公共団

体における個人情報保護制度の根拠が条例から同法に移行すること等への対応が必要となることから、所要の整備を行うため提案するものである。

なお、この規則は、令和5年4月1日から施行するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第4号については原案のとおり決定する。

#### **議案第5号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案について**

(吉川教職員課長)

この度の改正は、令和3年度から募集停止とした県立金木高等学校、県立木造高等学校深浦校舎、県立板柳高等学校、県立鶴田高等学校、県立十和田西高等学校、県立六戸高等学校、県立三本木農業高等学校及び県立五所川原工業高等学校の廃止に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

なお、改正後の規則は、令和5年4月1日から施行するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第5号については原案のとおり決定する。

#### **議案第6号 青森県立学校管理規則の一部を改正する規則案について**

(吉川教職員課長)

この度の改正は、「分校主事」を廃止するほか、地方公務員法の一部改正等に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

概要としては、校長の監督を受け、分校に関する校務をつかさどることとしている「分校主事」について、既に配置していないこと等により廃止するほか、地方公務員法の一部が改正されたこと等に伴う所要の整備を行うものである。

なお、改正後の規則は、令和5年4月1日から施行するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第6号については原案のとおり決定する。

#### **議案第7号 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則案について**

(小坂教育次長)

本議案は、博物館法の一部改正に伴い、博物館の登録に関する規則について、所要の整

備を行うために提案するものである。

内容について、主に次の3点について所要の整備を行うこととしている。

まず、(1)の定期報告については、博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、県教育委員会へ定期的に報告しなければならないこととなったため、このことに関する規定を加えるものである。

次に、(2)の様式は、これまで定めなかった登録の申請、登録の変更、登録の廃止に係る様式を新たに定めるとともに、今回新たに規定する定期報告に係る様式を定めるものである。

最後に、(3)のその他所要の整備は、博物館法の条項移動等に伴い、所要の整備を行うものである。

なお、この規則は、令和5年4月1日から施行するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第7号については原案のとおり決定する。

## 議案第8号 県重宝の指定、県技芸の保持者の追加認定及び県有形民俗文化財の指定について

(小坂教育次長)

令和5年3月6日に開催された青森県文化財保護審議会において、県重宝として絵画「絹本著色阿弥陀如来像」及び書跡、典籍「刊本「自然真営道」」を指定し、県技芸「根笹派大音笹流錦風流尺八」の保持者として「ベラント ジョン ニコラス」氏を追加認定し、県有形民俗文化財として「熊野本地絵巻」を指定することが適当であると答申があったため、提案するものである。

参考資料の7ページを御覧いただきたい。

まず、「絹本著色阿弥陀如来像」は、鎌倉時代後半の独尊阿弥陀来迎図に極めて近く、堂々とした長身と充実した面貌描写、的確な直線、技巧を凝らした切金など正統的な絵仏師によるものである。画絹も鎌倉時代後半から南北朝時代の頃の特徴を示しており、制作時期は14世紀と推定され、現存する真宗系の阿弥陀如来独尊の絵像では最も早く、こうした形式が成立した最初期のものであると考えられる。

真宗の絵像本尊という範疇を超え、鎌倉時代ないし南北朝時代初期の阿弥陀如来像として高く評価されるものである。

参考資料の11ページを御覧いただきたい。

「刊本「自然真営道」」は、江戸時代の医師であり思想家の安藤昌益の著書であり、全国に3組しか現存しておらず、中でも八戸市の所有する本は唯一の初版本である。その後の刊本と比べ、安藤昌益の思想が最も忠実に現れていると考えられ、昌益の思想を研究する上で根本史料となるものである。

また、元々の所有者が昌益の一番弟子の神山仙庵であり、仙庵自身の読みと修正が伺え

るとともに、昌益の教えに迫ることもできることから、史料的な価値は極めて高いものである。

これら2点は県重宝に指定し、永く保護すべきものと考えている。

参考資料の15ページを御覧いただきたい。

「根笹派大音笹流錦風流尺八」は、弘前藩九代藩主寧親の命により、吉崎八彌好道が下総の一月寺に入門して習得し、伝えたものであり、今日まで津軽地方に継承されてきた技芸である。「津軽十調子」と呼ばれる独特の伝承曲があり、奏法も特徴的であることから、昭和56年に県技芸に指定され、現在、その保持者は5名である。

「ベラント ジョン ニコラス」氏は、県技芸保持者である山田史生氏に師事し、津軽十調子を全て習得し、各曲を演奏する技量を有している。また、尺八を製作する製管師であり、国内外に向けて青森県の古典尺八文化を周知する活動を展開し、後継者育成にも努めていることから、県技芸保持者に値するものとして追加認定するものである。

参考資料の17ページを御覧いただきたい。

「熊野本地絵巻」の現存資料は2002年の段階で全国に37本と数えられており、東北地方のものは見いだせなかったが、その後の調査で、福島県南会津町、秋田県大仙市に存在することが知られた。本絵巻は、これらの伝本とともに熊野信仰の東北地方への伝播を示すものであり、現存する伝本の中で、最北に位置するものである。それと同時に、国指定の重要無形民俗文化財「下北の能舞」を束ねる家の持つ宗教性を示すものとして重要な意味を持ち、絵巻の使用の痕跡や受容が確認できるものとしても貴重であることから、県有形民俗文化財に指定し、永く保護すべきものと考えている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第8号については原案のとおり決定する。

## その他 職員の懲戒処分の状況について

(教育長)

職員の懲戒処分の状況については、資料のとおりである。何か質問、意見はあるか。

職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。